

令和7年度(2025年度)
保育所(園)・認定こども園
入所案内

申込受付

新年度(令和7年4月1日入所)受付

【受付期間】 令和6年11月1日(金)～令和6年11月14日(木)(土日祝日除く)
8時30分～17時15分

【受付場所】 加須市役所5階こども保育課、各総合支所福祉健康担当

【日曜受付】 令和6年11月10日(日) 9時～12時、13時～17時
加須市役所5階こども保育課のみ

※2次募集がある場合は、2月上旬に加須市ホームページ等でお知らせします。

年度途中(毎月1日入所)受付

【受付期間】 入所希望月の3か月前 から前々月末日
(末日が休日の場合は前日まで(12月は26日まで))

【例】8月1日入所の場合……申込期間 5月1日から 6月30日まで

【受付場所】 加須市役所5階こども保育課、各総合支所福祉健康担当

※職場復帰等で1月～3月の途中入所を希望する方は、新年度受付期間中に申し込みをしてください。(1月～3月の途中入所と次年度4月入所を同時に申込していただきます。)

※申込をする際、提出書類に不備があると受付できません。提出前に再度ご確認をお願いします。

<お問い合わせ> 加須市役所 こども保育課 0480-62-1111 (代)
騎西総合支所 福祉健康担当 0480-73-1111 (代)
北川辺総合支所 福祉健康担当 0280-61-1204 (直通)
大利根総合支所 福祉健康担当 0480-72-1317 (直通)
ホームページ <https://www.city.kazo.lg.jp/>

令和7年度保育所（園）・認定こども園入所案内配布書類一覧

★申込前に記入書類・参考書類の確認をお願いします。

記入書類

- 施設型給付費・地域型保育給付費等給付認定申請書
- 家庭状況調査表
- 保育所等入所申込意向確認書
- 保育を必要とすることを証明するための書類（同居している全ての18歳以上65歳未満の方）
※就労証明書、出産・疾病・看護・自営業等の届出書、求職活動・起業準備状況申告書等
- 保育所等利用申込に関する確認票（同意書）

持参するもの

- 保護者のマイナンバーカード

参考書類

1. 入所（園）対象年齢
 2. 入所（園）できる要件
 3. 教育・保育給付認定区分について
 4. 申込時に必要な書類
 5. 選考方法（利用調整方法）
 6. 利用者負担（保育料）について
 7. 加須市小学校就学前子どもの教育・保育の保育料基準額表
 8. 注意事項
 9. 申込から入所（園）までのながれ
 10. よくあるご質問
- 市内私立保育園等一覧
 - 市内公立保育所一覧



1. 入所（園）対象年齢

令和7年度における入所（園）対象年齢は次のとおりです。

令和7年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。

クラス	対象児（生年月日）の範囲
5歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
4歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
3歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
2歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
1歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
0歳児	令和6年（2024年）4月2日以降

*受入年(月)齢については、園によって異なりますので保育園等一覧表をご確認ください。

2. 入所（園）できる要件

保育所等に入所できるのは、児童の保護者が下記の事情により、家庭で保育ができない場合です。

保育を必要とする理由		利用期間
就 労	月64時間以上仕事をしている場合 (月64時間の目安：1日4時間を4日以上) ※就労日数や1日の就労時間数は問いません。 ※自営業、在宅勤務を含む	最長で就学前まで
妊 娠・出 産	出産予定月とその前後2か月間にある場合	出産(予定)月とその前後2か月間、最長5か月間
疾 病・障 害	保護者が疾病、負傷もしくは精神、身体に障がいを持っている場合	療養を必要としなくなるまで、または障害者手帳の有効期限まで
介 護・看 護	保護者が長期にわたり月64時間以上、親族の介護、看護をする場合	介護・看護を必要としなくなるまで
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害により、その復旧にあたっている場合	災害復旧活動を必要としなくなるまで
求 職 活 動	仕事を探している場合(利用開始日から3か月間) (起業準備含む)	利用開始日から3か月間
就 学	学校や職業訓練校などに通っている場合(学校とは、学校教育法第1条、第124条、第134条第1項に規定する教育施設(準ずる施設を含む))	卒業予定日または、終了予定日が属する月の末日まで
そ の 他	・児童虐待防止法第2条または配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合 ・不存在(死亡、離婚、未婚等)	保育の必要がなくなるまで

3. 教育・保育給付認定区分について

①認定の種類

児童の年齢、保育の必要性の有無によって認定区分が分かれ、区分により利用できる施設が異なります。

「集団生活を経験させたい」、「教育を受けさせたい」などの方は、1号認定となります。

年齢区分	認定区分	認定要件	利用が可能となる施設
満3歳以上	1号	幼児教育を希望	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）
	2号	「家庭で保育ができない状況」にある	保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育施設（※）
満3歳未満	3号	「家庭で保育ができない状況」にある	保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育施設（※）

※ 少人数を対象として、0～2歳の児童を預かる施設で市の認可を受けたもの。

②保育の必要量（1日の保育施設の利用可能時間）

保育の必要性の事由及び就労等の状況に応じて、下の表のとおり区分されます。区分ごとに利用可能時間や利用者負担額が変わります。利用可能時間は各保育施設によって異なります。申込する前に希望する保育施設へ必ずご確認ください。認定された利用可能時間のなかで、保護者の状況に応じて、各保育施設が実際の利用可能時間を決定することになります。

保育を必要とする事由	区分
就労、介護・看護、就学	ひと月当たりの就労等の時間を目安に区分 ・ 120時間以上 → 「保育標準時間」 ・ 64時間以上120時間未満 → 「保育短時間」
妊娠・出産、災害復旧	原則として「保育標準時間」
疾病・障害	原則として「保育短時間」
求職活動	「保育短時間」

※利用可能時間を超える時間帯については、時間外保育の扱いとなります。

保育標準時間	時間外保育	1日の利用可能時間（最長11時間）	時間外保育
保育短時間	時間外保育	1日の利用可能時間（最長8時間）	時間外保育

4. 申込時に必要な書類

A すべての方に必要な書類

- ・ ①～④について、児童1人につき1部提出してください。
- ・ ⑤は、兄弟姉妹2人以上のお申込みの場合、原本を1部、兄弟姉妹分はコピーを用意してください。
- ・ ⑤は保護者及び同居者の状況に応じて、該当する書類を提出してください（同居している18歳以上65歳未満の方全員分（別住所の保護者や内縁者等を含む）が必要です）。

※保護者及び同居者の年齢は利用を希望する期間の始期で判定します。

- ・ 証明書や診断書は、発行から3か月以内のものが有効です。

①	施設型給付費・地域型保育給付費等給付認定申請書	
②	家庭状況調査表	
③	保育所等入所申込意向確認書	
④	保育所等利用申込に関する確認票（同意書）	
⑤	保育を必要とすることを証明する書類（同居している18歳以上65歳未満の方全員分） ※別住所の保護者や内縁者等を含む	
	外勤・内職	就労証明書
	就労 自営業 又は 農業	就労証明書+自営業又は農業を証明する書類+出産・疾病・看護・自営業等の届出書 〈自営業又は農業を証明する書類〉 ・自営業又は農業の中心者（いずれか1つ） 開業届や営業許可証の写し、確定申告書（第1表、第2表、収支内訳書、青色申告決算書等）の写し、履歴事項全部証明書、耕作証明書等 ・自営業又は農業の協力者（いずれか1つ） 給与明細書の写し、出勤記録（タイムカード等）の写し、確定申告書（専従者として記載のあるもの）の写し
	勤務内定	就労証明書
	求職活動	求職活動・起業準備状況申告書（+求職活動中（予定）であることが確認できる書類）
	妊娠・出産	出産・疾病・看護・自営業等の届出書+母子健康手帳の写し（表紙、出産予定日記載箇所）
	疾病	出産・疾病・看護・自営業等の届出書+医師の診断書（保育困難であることが記載されているもの）
	障害	出産・疾病・看護・自営業等の届出書+障害者手帳等の写し
	介護	出産・疾病・看護・自営業等の届出書+介護保険被保険者証の写し+ケアプランの写し
	看護	出産・疾病・看護・自営業等の届出書+医師の診断書または障害者手帳等の写し
	就学	出産・疾病・看護・自営業等の届出書+学生証や在学証明書、合格通知書のいずれか+時間割等の写し
	災害復旧	り災証明書の写し

B 状況により必要となる書類

児童1人につき1部提出してください。

兄弟姉妹2人以上のお申込みの場合、原本を1部、兄弟姉妹分はコピーを用意してください。

育児休業中の方で入所保留となった場合に育児休業給付金の受給手続きを予定している場合	申込書の全てのページのコピー（ハローワークへの提出用） ※1
生活保護受給中の場合	生活保護受給者証の写し
離婚、未婚、行方不明、拘禁等による配偶者の不在	以下からいずれか1つ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給者証の写し、離婚届受理証明書、行方不明や拘禁等であることが確認できる証明書等
離婚調停中で別居の場合	調定申立書の写しや裁判所の呼び出し状等、調停中であることを証明する書類
兄弟姉妹が療育施設等に在園中の児童がいる場合	こども保育課にご相談ください。
介護・看護対象以外の同居者で障害のある方がいる場合	障害者手帳の写し

※1 令和7年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります。育児休業給付金を受給するためには“保育所の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであることが必要”であり、育児休業延長を前提とした利用申し込みができません。育児休業中の方につきましては、重要な制度変更となりますので必ずご確認ください。

詳しくは厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

<厚労省ホームページ>

詳しくはこちら



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html

C 市外保育施設への申込みの場合に必要な書類

■加須市民の方が加須市外の保育施設の利用申込をする場合

加須市内の保育施設を申込み場合と締切日等が異なり、申込みや利用の要件が制限されることがあります。利用申し込みにあたっては、事前に利用を希望する保育施設がある市区町村の保育担当課に必ずご相談ください。

※加須市民であること、加須市外に転出予定や勤務地がある、または、里帰り出産をする等の状況を伝えたいうえで、入所を希望する市区町村に以下の内容もあわせてご確認ください。

①締切日 ②必要書類 ③保育施設の空き状況 ④その他の注意点

提出先	加須市こども保育課または各総合支所福祉健康担当 ※原則、提出先は加須市ですが、転入予定がある場合、利用希望保育施設がある市区町村に直接申込みできる場合がありますので、転入先市区町村へご確認ください。
提出期限	利用を希望する保育施設がある市区町村が定める期日の <u>1週間前まで</u>
必要書類	申込書類一式+申込先市区町村の指定する必要書類

■加須市外にお住まいの方が加須市内の保育施設の利用申込をする場合

①加須市に転入予定がある方

提出先	現在お住まいの（住民票がある）市区町村の保育担当課
提出期限	事前に現在お住まいの市区町村へ、加須市の締切日（必着）に間に合う提出期限をご確認ください。
必要書類	申込書類一式+転入に関する申立書（加須市書式）+転入先住居の「賃貸借契約書」または「売買契約書」の写し+保護者の基準年度の市区町村民税所得割額が分かる書類（市で調査できない場合、必要となる場合があります）+転出元の施設型保育施設の在園証明書（該当者は加算有） ※「賃貸借契約書」又は「売買契約書」は入居日（引渡日）・転入先住所の確認できるページの写し

※転入前の申込は仮申込です。入所希望月の前月末日までに加須市に転入（住民票を異動）し、加須市役所こども保育課または各総合支所福祉健康担当の窓口で本申込みを行わない場合、申込みは取り下げになります。

※申込書類一式は、現在お住まいの市区町村の様式でも加須市の様式でも構いません。

②加須市に転入予定がない方

保護者のどちらかの勤務地が加須市にある場合、または加須市に里帰り出産する場合（出産予定月とその前後2か月間、最長5か月間）に、申し込むことができます。

提出先	現在お住まいの（住民票がある）市区町村の保育担当課
提出期限	現在お住まいの市区町村へ、加須市の締切日（必着）に間に合う提出期限をご確認ください。
必要書類	申込書類一式+保護者の基準年度の市区町村民税所得割額が分かる書類（市で調査できない場合、必要となる場合があります）

※申込書類一式は、現在お住まいの市区町村の様式でも加須市の様式でも構いません。

5. 選考方法（利用調整方法）

選考方法（利用調整）は、申込書類に基づき、加須市保育所等入所基準表から算定した利用調整指数を適用し、世帯の合計指数が高い方から保育の実施を決定します。指数が同点になった場合は、より保育が困難な方を総合的に判断します。

- ・ 必要書類の提出がない場合は、利用調整の対象外になります。
- ・ 第1希望のみを記入しても選考で優先されることはありません。
- ・ 入所できる児童数が定められているため、入所要件に該当していても入所できないことがあります。

(1) 令和7年4月入所に係る私立の保育施設と公立保育所の利用調整方法

私立と公立では、利用調整の方法が異なります。

私立の保育施設：原則として第1希望の方から順に、利用調整を行います。定員に満たない場合は、第2希望の方、第3希望の方、という順番で利用調整を行います。(上位希望者優先。)

公立保育所：希望順位にかかわらず、すべての希望者で利用調整を行います。利用調整指数が高い方から順に決定します。(第1希望だから有利、第5希望だから不利ということはありません。)

※私立の保育施設・公立保育所とも、1園のみ希望か、複数園希望かで、有利や不利になることはありません。

※希望園の数に上限はありませんが、必ず通える園を記入してください。

(2) 令和7年4月入所利用調整の注意点

利用調整は私立の保育施設から行います。第2希望以降に公立保育所を希望した場合など、公立保育所より希望順位が低い私立の保育施設は、公立保育所の後に利用調整を行います。

(3) 保育所等入所基準表(調査票)の【種別】「就労(内定含)」に係る指数の適用方法

- 固定就労の場合は、「就労証明書」のNo.6【就労時間(固定就労の場合)】の合計時間に基づき利用調整指数を適用します。
- 変則就労の場合は、「就労証明書」のNo.6【就労時間(変則就労の場合)】の合計時間に基づき、利用調整指数を適用します。合計時間が「週間」の場合は、週間の時間に4(週)を乗じて適用します。

※就労時間は通勤時間、残業時間を含みません。ただし、休憩時間は含みます。

6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分(うち休憩時間)	分)
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
		一月当たりの就労日数				月間	日	一週当たりの就労日数	週間	日				
		平日	時	分	~	時	分(うち休憩時間)	分)						
		土曜	時	分	~	時	分(うち休憩時間)	分)						
	日祝	時	分	~	時	分(うち休憩時間)	分)							
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	時間	分(うち休憩時間)	分)							
		就労日数	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	日									
		主な就労時間帯・シフト時間帯	時	分	~	時	分(うち休憩時間)	分)						

(4) 就労証明書について

- 就労先事業所が記入する書類になりますが、提出前にご本人が内容の確認を行ってください。
- 記載漏れや修正テープでの訂正等がある場合、書類不備と判断して再提出を求める場合があります。

加須市保育所等入所基準表(調査表)

表1 基準指数表

NO	種別	保護者(父母)の状況		父指数	母指数	
1	就労 (内定 含)	月180時間以上の就労を常態		10	10	
		月160時間以上の就労を常態		9	9	
		月140時間以上の就労を常態		8	8	
		月120時間以上の就労を常態		7	7	
		月100時間以上の就労を常態		6	6	
		月80時間以上の就労を常態		5	5	
		月64時間以上の就労を常態		4	4	
2	妊娠 出産	出産予定月とその前後2か月間にある場合 ※切迫流産などは疾病として扱う		-	7	
3	疾病	入院1ヶ月以上		10	10	
		居宅 内 療 養	常時病臥		10	10
			精神疾患	重度の症状	10	10
				上記以外の程度	8	8
	一般療養	安静を要する状態(常時病臥に至らない程度)	8	8		
	障害	身体障害者手帳を有し、1・2級		10	10	
		療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有し、①・A・B、1・2級		10	10	
療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有し、C、3級		8	8			
身体障害者手帳を有し、3級		6	6			
身体障害者手帳を有し、4～6級		4	4			
4	親族の介 護・看護	看護		就労時間 に準ずる	就労時間 に準ずる	
		居宅 介 護	要介護認定5・4		10	10
			要介護認定3		8	8
			上記以外の認定保持者		4	4
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育をすることができない場合		10	10	
6	求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている		2	2	
7	就学等	就学・技能習得のため通学し、保育することができない場合		就労時間 に準ずる	就労時間 に準ずる	
8	虐待等	児童虐待防止法第2条または配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合		10	10	
9	その他	不存在(死亡、離婚、未婚、その他)		10	10	

※就労時間は通勤時間、残業時間を含まない。ただし、休憩時間は含む。
 ※父母それぞれの指数を算出し、合算した点数を世帯の基準指数とする。
 ※期限内に「保育を必要とすることを証明する書類」の提出がなかった場合は、求職中の指数とする。
 ※父母が複数の事由に該当する場合は、各々について指数が高い方の要件を採用する。

表1		
表2		
合計		

表2 調整指数表

	NO	条 件	指数
転園	1	市内施設から市内施設への転園申請の場合（やむを得ない場合を除く） ※対象者は調整指数表におけるNo. 2～No. 17の点数調整を行わない。	-5
福祉的配慮	2	児童虐待防止法第2条または配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	6
	3	ひとり親世帯	6
	4	こどもが障害を有する場合	3
	5	保護者が重度の障害で、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	6	生活保護世帯	1
	7	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
	養育環境の配慮	8	育児休業が取得できないことを理由に一度退所し、同じ職場に復帰する際に退所した園に退所日から1年以内に保育所入所を希望する場合 ※希望先が第一希望のみ
9		特定教育保育施設・地域型保育事業・認可外保育施設等の卒園児	3
10		保育施設等に入所していないが、兄弟姉妹はすでに保育施設等に入所している場合	3
11		多胎児が同時に申込みをする場合	2
12		兄弟姉妹が同時に保育施設等に申込みをする場合	1
13		転入による入所希望（転出元で施設型保育施設在園児に限る）	1
その他	14	特定職種への配慮（保育施設等で保育士、幼稚園教諭、保育教諭、加須市の学童指導員として勤務する場合）	6
	15	市内保育施設で勤務（内定含む）	6
	16	産前産後休業または育児休業から仕事復帰により申込みをする場合	3
	17	当該児童が第3子以降	1
減点	18	同居の親族等の協力者（65歳以上の同居親族等を除く）あり	-1
	19	世帯に保育料未納（過年度分）があり、かつ、児童手当からの充当誓約がない又は納付約束を履行しない	-20
	20	市外に住所を有する（2号）（No.15の場合除く）	-3
	21	市外に住所を有する（3号）（No.15の場合除く）	-5
	22	給与支払額が0円の場合（育児休業期間中を除く）	-4
	23	自営の保護者（勤務先の経営者が親族である場合を含む）で、仕事内容・実績の分かる書類が確認できない場合（法人除く）	-4
	24	入所内定後に自己都合で辞退した場合（同一年度内の利用申込みに限る）	-4

表3 指数の合計が同点の場合の優先順位

第1段階	基準指数が高い世帯を優先する
第2段階	調整指数において「福祉的配慮>養育環境の配慮>その他」の順に指数が優先する （マイナス調整は除く） ※同点の場合「同枠」の最高点以下、順に優先する。
第3段階	主に保育にあたる者について、以下の基準指数表の種別の順に優先する ①虐待等 ②災害復旧 ③その他 ④疾病・障害 ⑤就労 ⑥親族の介護 ⑦出産 ⑧就学
第4段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望>第2希望>第3希望>第4希望以降順」に優先する
第5段階	前年度市民税所得割額（同額の場合は収入）の低い世帯を優先する

※ 調整指数は、必要書類により確認できる場合に適用する。

6. 利用者負担（保育料）について

① 利用者負担（保育料）の算定方法

0～2歳児の保育料は、児童の保護者（父母）または生計中心者（祖父母等）の市民税所得割の額を合算した金額で算定します。調整控除以外の税額控除（寄付金控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等）は適用しません。

税未申告や必要書類の未提出等の理由により市区町村民税が確認できない場合は、最高階層で保育料を判定させていただきます場合があります。保育所の申込前に税の申告をお済ませください。

保育料の算定に用いる市民税は9月に切り替えとなります。4月から8月までの保育料は、前年度の市民税で算定し、9月以降の保育料は当該年度の市民税で算定します。公立私立を問わず共通料金です。

なお、令和元年10月から認可保育施設に通う3歳から5歳児クラスの保育料については無償化されています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料の算定根拠となる税額	前年度市民税所得割額 (前々年の収入による)					当該年度市民税所得割額 (前年の収入による)						
(例) 令和7年度の場合	令和6年度市民税所得割額 (令和5年1月1日～令和5年12月31日の収入による)					令和7年度市民税所得割額 (令和6年1月1日～令和6年12月31日の収入による)						

② 保育所等における実費徴収及び上乗せ徴収費用（全ての年齢児）

利用者負担（保育料）の他に、文房具代、行事代、主食費、副食費等などの実費徴収や上乗せ徴収費用（教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価）がかかることがあります。

実費徴収や上乗せ徴収費用については、事前に各保育所等にお問い合わせください。

③ 利用者負担（保育料）の納付

《認可保育所（公立・私立）の場合》

原則として市への口座振替です。納付期限は、毎月月末（土日祝日の場合は、翌営業日）です。

《認定こども園（保育所部分）・地域型保育施設の場合》

各保育施設及び事業者へ直接納付します。納付方法等、詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

7. 加須市小学校就学前子どもの教育・保育の保育料基準額表（保育抜粋）

認可保育所・認定こども園・地域型保育施設用

階層 区分	定義	利用者負担額(単位：円/月)	
		0・1・2歳児	
		標準時間	短時間
A	被保護世帯等	0	0
B 1	市民税非課税世帯	0	0
B 2	市民税所得割非課税世帯	7,600	7,500
C 1	47,400円未満	8,500	8,400
C 2	47,400円以上 48,600円未満	9,600	9,400
C 3	48,600円以上 51,200円未満	10,900	10,700
C 4	51,200円以上 60,200円未満	12,500	12,300
C 5	60,200円以上 71,500円未満	15,000	14,700
C 6	71,500円以上 97,000円未満	19,600	19,300
C 7	97,000円以上 116,500円未満	23,500	23,100
C 8	116,500円以上 138,900円未満	28,600	28,100
C 9	138,900円以上 169,000円未満	35,200	34,600
C 10	169,000円以上 183,900円未満	39,000	38,300
C 11	183,900円以上 206,500円未満	41,900	41,200
C 12	206,500円以上 228,900円未満	43,100	42,400
C 13	228,900円以上 249,200円未満	44,200	43,400
C 14	249,200円以上 275,100円未満	45,400	44,600
C 15	275,100円以上 301,000円未満	46,400	45,600
C 16	301,000円以上 349,200円未満	47,400	46,600
C 17	349,200円以上 397,000円未満	47,600	46,800
C 18	397,000円以上	47,800	47,000

※ 利用者負担額にかかる表中の児童年齢については、令和7年4月1日時点のクラス年齢です。

※ 3歳児クラス以上の児童の保育料は無料です。

令和7年度用（令和6年度基準額参考）

8. 注意事項

① 保育施設の見学について

申込前に、利用を希望する保育施設をお子様と一緒に見学し、条件や送迎が可能か等を確認してください。申込日時点で見学を済ませていることが申込条件となります。

障がいや食物アレルギーのあるお子様や、医療的配慮を必要とするお子様など、特別な支援が必要な場合には、見学時に必ず保育施設にご相談ください。

見学については、事前に保育施設へ直接お問い合わせください。予約・見学・説明方法は各施設の方針によります。

② 慣らし保育について

慣らし保育とは、お子様が集団生活や新しい環境に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して行うものです。転所の場合でも、慣らし保育は行います。期間や内容は、お子様の年齢や保育施設によって異なりますので、必ず保育施設に確認してください。

なお、利用開始日より前に慣らし保育を行なうことはできません。ご家庭や勤務先等とも調整の上、利用開始月を検討してください。

③ 出生前のお子様の申込みについて

まだ生まれていないお子様の申込みは、事前にこども保育課にご相談ください。また、受入開始年齢は保育施設ごとに異なります。「市内私立保育園等一覧・市内公立保育所一覧」をよくご確認の上、お申込みください。

④ 申込書等に記載された情報の一部について

入所を希望する保育施設に提供させていただきますので、あらかじめご了承ください。

⑤ 次の場合、こども保育課または各総合支所福祉健康担当へお届けください。

- ・家庭状況に変更があったとき。(職場、家族構成、氏、住所変更 他)
- ・入所理由が変更になるとき。
- ・税金関係で修正申告等されたとき。

9. 申込から入所（園）までのながれ

入所を希望される場合は、事前にお子様を連れて見学を行い、保育内容や保育料以外の費用などをご確認ください。見学にあたっては、必ず施設にお問い合わせいただき、日時の調整を行ってください。予約・見学・説明方法は各施設の方針によります。

申込書類の提出

●令和7年4月入所の受付期間

令和6年11月1日（金）～令和6年11月14日（木）（土日祝日を除く）

令和6年11月10日（日）は加須市役所5階こども保育課でのみ受付

●令和7年5月1日以降入所の受付期間

入所希望月の3か月前 から前々月末日まで

（末日が休日の場合は前日まで（12月は26日まで））

【例】8月1日入所の場合 …… 申込期間 5月1日から6月30日まで



選考

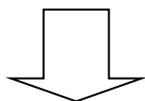
市で教育・保育施設を利用するための認定を行います。その後、保護者の就労状況や世帯状況などを客観的基準に基づき点数化し、合計指数の高い方から入所を決定していきます。「3 教育・保育給付認定区分について」、「5 選考方法（利用調整方法）」を参照ください。



結果のお知らせ

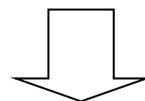
●令和7年4月入所 令和7年1月末日～2月上旬に通知を発送します。

●令和7年5月入所以降 入所希望月の前月20日以降に通知を発送します。



入所内定の場合

- ・「認定決定通知書」及び「内定（または承諾）通知書」を送付します。
- ・入所が内定した保育施設に電話連絡し、入所手続きをしてください。
- ・入所を辞退する場合は、至急、こども保育課にご連絡ください。



入所保留の場合（入所できなかった場合）

- ・「認定決定通知書」及び「保留通知書」を送付します。「保留通知書」は最初の利用希望月のみ送付します。
- ・翌月以降も保留通知書の保留の有効期限まで毎月選考し、入所が可能となった場合のみご連絡します。

10. よくあるご質問

① 私立の保育施設と公立保育所の違いは何ですか？保育料は同じですか？

→私立の保育施設は、保育施設ごとに運営母体や保育方針等が異なります。公立保育所の運営母体は自治体です。保育料は私立の保育施設も公立保育所も同額です。しかし、私立及び公立に限らず、園服・園バッグ・保護者会費等の費用が別途かかることがあります。また、延長保育料は保育施設ごとに異なります。

② 年度途中の申し込みで、入所を希望する保育施設の募集人数が0人でしたが、申し込むことはできますか？

→退所等で空きが出る場合がありますので、募集がなくても申し込むことはできます。

③ 病気や障がい、発育発達等に心配があるこどもの申し込みはどうすれば良いですか？

→病気や障がい、発育発達の遅れ等、気になることがある場合は、公立・私立の保育施設を問わず、必ず申込み前に希望する保育施設へご連絡の上、お子様とご一緒に見学をしてください。見学の際には、お子様の状態を詳しく伝えてください。なお、保育施設の受け入れ態勢（すでに病気や障がい等をお持ちのお子様が在園している場合等）により、募集がある保育施設でも、受け入れができないことがあります。

④ 内定を辞退した場合、今後の入所選考等に影響はありますか？

→内定を辞退した年度内の入所選考については、減点して選考いたします。内定を辞退し、再度入所を希望する場合は、改めて保育所の利用申込が必要です。なお、一度内定した申込みに対する「施設利用保留通知書」の発行はいかなる場合もできません。内定辞退は、他の方の入所の妨げになりますので、希望順位が低い保育施設でも、内定した場合は入所することを前提にお申込みください。

⑤ 育児休業を延長したい場合はどうすれば良いですか？

→令和7年4月申込より育児休業給付金を受給するためには“保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであることが必要”になりました。育児休業延長を目的とした申込はできません。

※詳しくは厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

<厚労省ホームページ>

詳しくはこちら



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html

市内公立保育所一覧（令和7年4月1日予定）

	保育所名	所在地	電話番号	受入年齢 (※1)	開 所 時 間		定員
					保育標準時間（1日最大11時間）		
					保育短時間（1日最大8時間）		
					平 日	土曜日	
公 立	第一保育所	東栄1-12-45	0480 (61) 4326	1歳6か月 ※2	7:30~18:30 8:30~16:30	8:00~13:00	90名
	こすもす保育園	久下2-27	0480 (65) 2208	3か月	7:30~18:30 8:30~16:30	8:00~13:00	110名
	第四保育所	船越87-1	0480 (65) 6152	1歳6か月 ※2	7:30~18:30 8:30~16:30	8:00~13:00	60名
	騎西保育所	上崎1854-1	0480 (73) 5360	10か月	7:30~18:30 8:30~16:30	8:00~13:00	60名
	北川辺保育所	麦倉1082-1	0280 (62) 2357	3か月	7:30~19:30 7:30~18:30 8:30~16:30	8:00~13:00	140名
	わらべ保育園	北下新井669-1	0480 (78) 1600	3か月	7:30~19:30 7:30~18:30 8:30~16:30	8:00~13:00	270名

※ 受入年齢に達した翌月から入所可能となります。

※2 4月1日時点で満1歳に到達し、かつ1歳6か月に達した翌月から入所可能となります。

通常保育以外のサービスを実施する施設

事業名	実施施設	内 容
一時保育 (申込みは直接施設へ)	愛泉幼児園・加須保育園・不動岡保育園 花崎保育園・三俣第一保育園 市立北川辺保育所・市立わらべ保育園	保護者の疾病等により、一時的に、または緊急に 保育が困難となったとき
障害児保育	それぞれの施設にご確認ください (すべての施設で実施)	集団保育が可能で日々通所できる児童
病後児保育 (申し込みは直接施設へ)	ディベアハウス(愛泉乳児園) (0480-62-1222) 三俣第一保育園(0480-62-6820)	病気回復期の保育
ショートステイ 申し込みはすくすく子育て相談室 (0480-62-1510)	愛泉こども家庭センター (0480-62-2433)	保護者が疾病などの理由により児童の養育が 一時的に困難となったとき